

まちづくり審議会公開要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、まちづくり審議会運営規程第5条の規定に基づき、まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第2条 傍聴人とは、審議会の許可を得て、審議会を傍聴する者をいう。

（傍聴人の定員等）

第3条 前条の傍聴人の定員は10人とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は審議会の会長（以下「会長」という。）は審議会に諮って別に定員を決めることができる。

（審議会開催の周知）

第4条 審議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、日時、場所、議題、公表の可否、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項とする。

（傍聴の申出等）

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに会場に集合するものとする。なお、傍聴を希望する者が10名を超える場合は、抽選により傍聴をしようとする者を決定する。

2 傍聴をしようとする者は傍聴申出書に所要事項を記入の上申し出なければならない。

（傍聴証等の着用）

第6条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

（傍聴証の通用期限）

第7条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

（傍聴できない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第10条ただし書の規定により、会長の許可を得た者を除く。）

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止す

ることができる。

4 児童及び乳幼児は審議会を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。

（傍聴人の守るべき事項）

第9条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会等における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) その他、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

（撮影、録音等の許可）

第10条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合はこの限りでない。

（会長の指示）

第11条 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第12条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴人が第8条から第11条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- 2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることとはできない。

（報道関係者の取扱）

第13条 報道関係者は、第3条、第5条及び第6条の規定に関わらず、公開の審議会に傍聴することができる。

- 2 第8条から第12条までの規定は、報道関係者が公開の審議会に傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

（大規模小売店舗等立地部会）

第14条 大規模小売店舗等立地部会（以下「部会」という。）の傍聴人及び報道関係者については、第2条から第13条までの規定を準用し、「審議会」とあるものは「部会」、「会長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。

（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月20日から施行する。